次のサ及びシの書類等については、森林管理局等から求められた場合にのみ提出すること。

サ　専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し

シ　令和３年度末までの４年間に林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事表彰状、表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はいずれかの写し（法人の場合に限る。）

オ　登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合に限る。）

カ　財務諸表類

キ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

⑷　申請書類の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争参加資格を付与しない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、申請者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑶　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者を含む。）

①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由なく契約を履行しなかった者

⑷　建設工事契約にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

⑸　経営事項審査の審査基準日が令和２年６月14日以降のものでない者。建設工事契約にあっては、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となってない者（ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった者で、当該事実を証する書類を併せて提出できる者を除く。）。

⑹　建設工事契約にあっては、数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、４の⑴から⑸までに該当する構成員を含む者

⑺　測量・建設コンサルタント等契約にあっては、測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

⑻　経営状態が著しく不健全であると認められる者

５　競争参加資格の申請に有効な経営事項審査の総合評定値通知書

一般競争（指名競争）入札の参加資格の申請をする直前に受審した経営事項審査の総合評定値通知書で雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、当該事実を証する書類を併せて提出すること。

６　競争参加資格の審査

⑴　建設工事契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、等級の区分を設けている業種にあっては、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

イ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｂ

ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式　Ａ＋Ｂ＋Ｃ

なお、建築一式工事については、経営に関する客観的事項の審査数値をもって総合数値とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア　年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

イ　自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ

ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式　Ａ＋Ｂ＋Ｃ

７　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、原則として、資格があると認めた場合は、令和５年４月１日に林野庁ホームページ（https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/）で公表する「有資格者名簿兼資格確認通知書」への掲載をもって通知し（通知書は郵送しない）、資格がないと認めた場合は、令和５年４月１日までに文書にて通知書を郵送する。

また、郵送による申請の場合であって、２の⑵に掲げる期間経過後に申請した場合は、申請内容その他の事由により、申請先の森林管理局等が審査結果を通知できる時期が変動するため、当該森林管理局等の担当者に状況を問い合わせること。

なお、８に掲げる資格の有効期間中、上記の「有資格者名簿兼資格確認通知書」は、当該ホームページにおいて常時公表するが、メンテナンス等により一時的に閲覧できない期間が発生する可能性があるため、資格があると認められた場合は、速やかに有資格者名簿兼資格確認通知書（自社の検索結果のみ）の画面を紙又はＰＤＦ等に印刷の上保管し、一般競争入札等で資格確認通知書の提出が必要な場合に備えること。

８　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　令和５年４月１日から令和７年３月31日までとする。なお、郵送による申請の場合であって、２の⑵に掲げる期間経過後に申請した場合は、資格を付与されたときから、令和７年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和６年10月以降に予定する、令和７・８年度に係る競争参加者の資格に関する公示に基づき申請書類を提出すること。

９　申請内容の変更

今回の申請において一般競争（指名競争）入札の参加資格を付与された者は、次の事項に変更があった場合は、林野庁ホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/）に掲載する要領に従い「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、下記の添付資料を添え、３⑵により申請書の提出先となった森林管理局等に速やかに提出すること。

なお、営業所の名称、所在地及び電話番号等、「営業所」に関する変更の届け出は不要とする。

⑴　本社（店）住所

⑵　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）

⑶　法人の場合は代表者の氏名、個人の場合はその者の氏名